

【はじめに】

いじめは「重大な人権侵害」であり、いじめは生徒の将来に影を落としかねない許されざる行為であり、生徒の健全な成長にも影響をもたらします。

いじめは、すべての生徒が被害者としても、加害者としても巻き込まれる可能性を秘めているため、いじめ防止に向けて「学校、家庭、地域」が一体となった取り組みを行い、いじめの早期発見と解決に向けた「迅速かつ的確な対応」をしなければなりません。

学校は、安心・安全な場所で、かつ学習する場所であるため、教職員は個人で動かず組織で活動し、管理職と相談し「家庭・地域」と協力し、健全な環境づくりに取り組まなければなりません。

A：いじめ防止対策推進法に基づいた基本方針

1. いじめの定義（具体的な様態） ＊参照：いじめ防止対策推進法第 2 条

「いじめ」とは、生徒等が他の生徒等に対して行う「心理的または物理的な影響を与える行為」（インターネットや SNS を通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 冷やかす・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる行為
- (2) 仲間はずれ、集団による無視する行為
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする行為
- (4) 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする行為
- (5) 貴重品や金品をたかられる行為
- (6) 貴重品や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする行為
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする行為
- (8) SNS や携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる行為
- (9) その他、上記に準ずる法規に反する行為、迷惑な行為 など

2. いじめに対する認識

いじめの防止のため、教職員、生徒、保護者は、いじめについての共通認識を持つ必要があるため、以下の項目についての基本認識を共有することとする。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、許されざる行為である
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、発見が困難なことが多い
- (4) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わない「いじめ」（仲間はずれ・無視・陰口等）」であっても、繰り返されたり周りに行われたりすることは、生命または身体に重大な危険を生じさせるものである
- (5) いじめられる側に問題があるという決め付けをしてはならない
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- (7) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる可能性が高い
- (8) いじめに加担する観衆や、いじめを黙認する存在である傍観者を作り出さないよう取り組む
- (9) いじめは、家庭教育の協力なくしては解決できないものである
- (10) いじめは、学校、家庭、地域社会など関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

3. いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。体制は、「校長、教頭、生活指導部会、担当教諭、養護教諭、その他校長が指名する人物」とする。

【委員会の活動：学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたり中心となる役割を担う】

- ① いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等
- ② いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ③ その他いじめの防止等に関すること

B：具体的な活動

1. 定期的な指導機会の創出

入学ガイダンスや進級時などにおいて、本校のいじめへの考え、対策を説明し、共通理解を得る。

「生徒指導の手引き」を活用

2. 日々の教育活動において

教職員は、日々の教育活動において、生徒が理解できるような説明・行動を行い、生徒がいじめに関わらない指導を継続する。そのために、生徒が社会性・規範意識・豊かな情操・コミュニケーション能力・判断力等を身に付けられるよう粘り強く指導する。

3. いじめの早期発見と対応フロー（重要）

（1）初動の重要性

いじめが起きた時に「傍観者」にならず、報告をはじめとする「いじめを止めるための行動」をとれる生徒集団やクラス、学年をつくる。

そのためには、教職員は生徒との信頼関係を構築し、コミュニケーションしやすいクラス・学校風土をつくる。

特に、「相談することは恥ずかしいことではない」という雰囲気をつくる。

（2）相談体制の強化

いじめの早期発見のため、日々の教育活動を通じて生徒が教員に相談しやすい環境をつくる。

また、専門家の活用等、幅広い相談環境を準備する。 *東京都いじめ相談ホットライン、法務局人権擁護委員

（3）いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

教職員は、ささいな兆候や懸念も軽視したり、抱え込んだりせずに報告・相談する。

生徒、保護者及び教職員から、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、冷静に以下をヒアリングする、

- ①いつ、誰から誰に、どの様な行為があったか
- ②いじめを生んだ背景・事情、生徒の人間関係等、客観的な事実関係の把握
- ③情報の速やかな集約
- ④委員会を中心として事実の確認

（4）事実関係を調査する教員は原則として複数でヒアリングする

（5）聞き取りは、相談主の安全を第一に細心の注意を払う（プライバシー保護）

4. 留意事項

（1）いじめを止め、再発を防止するために、学校と家庭で協力して、被害生徒・保護者に対する支援と、加害生徒への支援・指導、その保護者への連携を行う

（2）被害生徒が安心して教育を受けられるよう環境づくりを行う

（3）「いじめ」は、人格を傷つけ、生命、心身、財産を脅かす許されざる行為であることを理解させる

（4）いじめ行為をはやしたてたり、同調したりする生徒（観衆）に対して、その行為はいじめに加担する行為でありいじめと同等であるということを理解させる

（5）いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を行う

（6）重大事態への対処 【犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、所轄警察署等と連携】

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態について、調査を行う組織を設置し、事実関係を速やかに把握する
- ②必要に応じて、児童相談所や医療機関、警察等とも連携する
- ③いじめの被害を受けた生徒や、情報を提供してきた生徒の安全を守るための措置を講ずる
- ④加害生徒に対しては、厳しい姿勢でいじめをやめさせるとともに、教育の観点から適切な指導を行う
- ⑤適宜適切に、所轄行政機関（東京都私学部含む）へ報告する

（7）再発防止策を委員会中心に作成する

（8）教職員は、関係諸法令の理解、カウンセリング能力等を含めた資質の向上を図る

以上